

令和8年度がん検診普及啓発イベント企画運営業務委託  
仕様書（案）

**1 業務の名称**

---

令和8年度がん検診普及啓発イベント企画運営業務

**2 業務の趣旨及び目的**

「がん」は日本人の死因の第1位で、およそ2人に1人がなるとされているが、早期に発見し治療すれば治る可能性の高い病気でもある。初期は自覚症状がない場合が多く、症状が出る前に検診で発見することが重要である。

そのため、県は、群馬県がん対策推進計画において、がん検診受診率を60%以上とすることを掲げている。しかし、現状ではその水準を大きく下回っている。

そこで、県民に対し、がん検診に関する正しい知識の普及啓発を行い、がん検診・早期発見の重要性を理解してもらうことで、がん検診の受診率向上につなげることを目的として、がん検診普及啓発イベントを実施する。

**3 委託期間**

---

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

**4 業務内容**

**(1) イベントの開催及び効果検証**

ア 目的

- ・業務の趣旨及び目的に基づき、がん検診に関する正しい情報を多くの県民に届け、がん検診の受診率向上につなげる。
- ・アンケート調査等を通じて、イベント実施の効果を調査・分析する。

イ イベント内容

- ・ステージイベント（トークセッション等）
- ・がんに関連する企業のブース出展

ウ 提案事項

- ・ステージイベントの内容（県民参加型の企画を含めることが望ましい。）
- ・来場者を見込むことのできる会場及び実施日時（商業施設等広く集客が見込める場所）  
　イベント日時は11月中の土日祝日から適切な日を選定の上、提案すること。
- ・出演者のキャスティング

ステージイベントの実施に当たり、以下の属性を持つ出演者のキャスティングを行うこと。

なお、本イベントの目的を達成できる範囲において、出演者の属性等については追加及び変更可能とする。

- (ア) がん検診に十分な知見を持つ専門家
- (イ) 集客を見込むことのできるゲスト
- (ウ) がん経験者
- (エ) イベント内で進行管理を行う者（MC）

## エ 留意事項

- ・アンケートの内容については、委託者と協議の上決定すること。
- ・本業務の趣旨及び目的を十分に感じさせる会場レイアウト及び演出について提案すること。なお、演出については、出演者及び来場者の安全を最優先としたものとすること。
- ・会場費、設営費、出演費用等の必要経費はすべて委託料に含めるものとする。
- ・ブース出展企業との連絡調整については、委託料に含めるものとする。
- ・会場、実施日時、ブース出展企業、出演者については、委託者と協議の上決定すること。
- ・提案に当たっては、会場及び出演者の内諾（仮押さえ）が取れていることを条件とする。

## （2）既存メディアを活用した効果的なプロモーション

### ア 目的

- ・イベントの実施について、広く県民に情報発信を行う。
- ・多くの県民がイベントへ参加し、がん検診に関する正しい情報を知ることで、がん検診の受診率向上を図る。

### イ 提案事項

- ・プロモーション方法及び期待される効果  
　活用する媒体及び効果について提案すること。
- ・プロモーションの実施回数及び時期  
　広報を行う時期及びプロモーションを実施できる回数を提案すること。

### ウ 留意事項

プロモーションに必要な編集作業や広告費等の必要経費はすべて委託料に含めるものとする。

## （3）イベント実施及び周知広報の効果を高めるための独自施策

（1）ウ及び（2）イに基づき提案したもののはか、提案事業者のネットワーク等を活用した独自の施策について提案すること。なお、当該施策に必要な諸経費については、すべて委託料に含めるものとする。

## 5 業務完了報告書の提出

---

事業完了後、速やかにイベントの開催状況（現況写真、来場者人数等）及びプロモーション結果、アンケート調査結果等をとりまとめた業務完了報告書を提出すること。

## 6 実施体制

- ・受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施され、かつ、本業務の目的や委託者の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程における業務管理（各作業の進捗状況の把握、委託者が見落としがちな要件の指摘、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、委託者への迅速な状況報告等）を徹底すること。
- ・本業務に関わる責任者及び担当者については、本事業の趣旨・内容を充分に理解し、業務に必要な知識、能力、経験、十分なコミュニケーション能力を有する人材を配置するほか、適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調

査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

・業務従事者を明記した体制を示す書類を委託者に提出し、業務従事者のうち 1 名を業務責任者として指名すること。なお、業務責任者を変更する場合は、あらかじめ連絡すること。

## 7 その他

・契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者で細部を打合せの上、締結する。契約に要する印紙税等諸経費については、委託料に含めるものとする。

・本仕様書に定めの無い事項については、都度協議により決定する。

・本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。

・受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

・災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。

・本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、委託者の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において対応すること。

・実施内容に応じて、イベントに関して「動産総合保険」「貨物保険」「傷害保険」「施設賠償保険」等、適切な保険へ加入すること。なお、必要となる保険料については、委託料に含めるものとする。

・業務の実施に当たっては、各種関係法令・条項等を遵守し適正な運営に努めること。

・本事業は国の感染症予防事業費等国庫負担（補助）金を活用したものであり、事業で使用した帳票類は翌年度から 5 年間保管すること。

・令和 8 年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合は、本公募手続きについて停止等を行うことがある。また、優先交渉事業者決定の効果は、令和 8 年 4 月 1 日に令和 8 年度予算発行時において効力を生ずる。契約の締結は令和 8 年 4 月 1 日以降とする。

## 8 問い合わせ先（担当）

群馬県健康福祉部 健康長寿社会づくり推進課 がん対策推進係

電話 027-226-2619

メール chouju@pref.gunma.lg.jp